

賃借料情報のお知らせについて

令和5年に締結(公告)された賃貸借における賃借料をお知らせします。

なお、事例は令和5年1月から令和5年12月の間に締結されたものです。

○この賃借料情報は参考金額です。標準として定めるものではありませんので賃借料は、貸す方と借りる方との話し合いで決定してください。

10アール当たりの賃借料

区 別	水 田			畑			備 考
	(現 金)	(物 納)	(使用貸借)	(現 金)	(物 納)	(使用貸借)	
平均額	10,698円	0.99俵		3,083円	該当なし		
最大額	25,000円	1.5俵		5,000円	該当なし		
最小額	6,000円	0.5俵		2,000円	該当なし		
事例数	24件	131件	5件	12件	該当なし	7件	

(平均額の百円未満は四捨五入しています)

※使用貸借とは、無償で貸し借りをする契約です。

農地の賃借には、農業委員会の許可が必要です。

農業委員・農地利用最適化推進委員や農業委員会事務局(45-4531)へ相談してください。

令和6年3月

西会津町農業委員会